# 4 山形県公報

令和5年4月28日(金) 第400号

毎週火・金曜日発行

次 目

規    則
○山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則… (障がい福祉課) …470 ○山形県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則の一部を
改正する規則( 同 )… 同
告示
○歳入の収納の事務の委託(子ども成育支援課)…471
○地域登録検査機関の登録事項の変更の届出・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○土地改良区の役員の退任の届出(最上総合支庁農村計画課)…477
○土地改良区の役員の就任の届出(同 同 ) …478
○基本測量の終了の通知・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○昭和39年8月県告示第707号(山形県財務規則の規定による建設工事請負契約約款、
物件売払契約約款及び物件購入契約約款)の一部改正(会計局)…479
○山形県飯豊少年自然の家の利用料金(教 育 局)… 同
○山形県体育館及び山形県武道館の利用料金( 同 ) …480
教育委員会関係
告 示
○山形県飯豊少年自然の家の利用時間及び休館日・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○山形県体育館及び山形県武道館の休業日····································
選挙管理委員会関係
告示
○平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号(公職選挙法により市町村選挙管理委員会において
指定した個人演説会等を開催することのできる施設)の一部改正
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
公 告
○特定調達契約に係る随意契約の相手方の公告······□ (DX推進課) ··· 同
○一般競争入札の公告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
その他
- · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
○県営住宅入居者の一般公募・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
○同

# 規則

山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。 令和5年4月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第31号

#### 山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則の一部を改正する規則

山形県精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行細則(昭和55年4月県規則第16号)の一部を次のように改正する。

第7条中「第33条第2項」を「第5条第2項」に改める。

第18条第1項中「第3項」を「第2項」に改め、同条第2項中「第33条第4項後段」を「第33条第3項後段」に 改める。

別記様式第20号(裏)記載上の留意事項第2項中「第33条第4項」を「第33条第3項」に、「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第3項・第4項入院」を「第33条第1項・第3項入院」、「第33条第2項・第3項入院」に改める。

別記様式第20号の3 (表)中「第33条第1項・第4項又は第33条第3項・第4項」を「第33条第1項・第3項又は第33条第2項・第3項」に改める。

別記様式第21号中「③」を「③本人に対して虐待等(配偶者暴力、児童虐待、高齢者虐待又は障害者虐待をいう。)を行っている者又は行った者、④」に、「④」を「⑤」に改める。

別記様式第23号の3 (裏) 記載上の留意事項第2項中「第33条第4項」を「第33条第3項」に、「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第3項・第4項入院」を「第33条第1項・第3項入院」、「第33条第2項・第3項入院」に改める。

別記様式第23号の4(表)中「第3項」を「第2項」に改め、同様式(裏)記載上の留意事項第2項中「第33条第4項」を「第33条第3項」に、「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第3項・第4項入院」を「第33条第1項・第3項入院」、「第33条第2項・第3項入院」に改める。

#### 附則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 改正前の別記様式第20号、別記様式第20号の3、別記様式第21号、別記様式第23号の3及び別記様式第23号の4の規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

山形県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年4月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 山形県規則第32号

山形県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則の一部を改正する規則

山形県精神科病院に入院中の任意入院者の症状等の報告に関する条例施行規則(平成19年2月県規則第11号)の一部を次のように改正する。

別記様式(裏)記載上の留意事項第2項中「第33条第4項」を「第33条第3項」に、「第33条第1項・第4項入院」、「第33条第3項・第4項入院」を「第33条第1項・第3項入院」、「第33条第2項・第3項入院」に改める。

#### 附 則

- 1 この規則は、公布の目から施行する。
- 2 改正前の別記様式の規定による用紙でこの規則の施行の際現に残存するものは、所要の措置を講じた上で当分の間使用することができる。

#### 山形県告示第349号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり歳入の収納の事務を委託した。

令和5年4月28日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 委託した収納事務

保育士登録申請手数料、保育士登録証書換え交付手数料及び保育士登録証再交付手数料の収納事務

- 2 受託者の名称及び所在地
  - (1) 名 称 社会福祉法人日本保育協会
  - (2) 所在地 東京都千代田区麹町一丁目6番地2
- 3 委託期間 令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

#### 山形県告示第350号

農産物検査法(昭和26年法律第144号)第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

令和5年4月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 庄内たがわ農業協同組合

代表理事組合長 太田 政士

鶴岡市上藤島字備中下3番の1

(2) 届出の内容

農産物検査員の氏名別	亦再年日口		
変更前	変更後	備考	変更年月日
叶野 浩	同左	国内産農産	令和5年3月31日
玄米、小麦、大豆、そば	[H] <u>/</u>	物に限る。	
菖蒲 孝夫			
玄米、大豆			
石川 輝紀	同左		
玄米、小麦、大麦、大豆、そば	[H] ZL		
日向 一也	同左		
玄米、小麦、大麦、大豆、そば	[H] ZL		
大滝 尚	同左		
玄米、小麦、大麦、大豆、そば	[H] ZL		
齋藤 正之	同左		
玄米、大豆、そば	[R] ZL		
小林 卓史	同左		
玄米、大豆、そば	[R] ZL		
今井 俊	同左		
玄米、大豆、そば	[F] ZL		
野尻 秀一	同 左		
玄米、大豆、そば	1.3 21		
清野 清晃	同左		
玄米、大豆	15 4		
阿部 正	同左		
玄米、小麦、大麦、大豆、そば			

佐藤 誠	
玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左
梅津茂雄	
玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同左
佐藤 俊喜	
玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左
山木 均	- t.
玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左
鈴木 繁則	
玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同左
加藤修	
玄米、大豆、そば	
五瓶 正人	同左
玄米、大豆、そば	II]
菅原 剛	同 左
玄米、小麦、大豆、そば	IPJ ZL
五十嵐 順	同 左
玄米、小麦、大豆、そば	1.4 /
大井 広明	同左
玄米、大豆、そば	7.7
佐藤 正春	同左
玄米、大豆、そば	, , ,
阿部 慶和	同左
玄米、小麦、大麦、大豆、そば	
庄司 学	同左
玄米、大豆	
高橋を使用している。	同左
玄米、大豆、そば	
山口 龍士 玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左
池田 直史	
玄米、大豆、そば	同 左
小田 一貴	
玄米、大豆、そば	同 左
阿部 仁	
玄米、大豆、そば	同 左
遠藤 貞吉	
玄米、大麦、大豆、そば	同左
板垣渉	
玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同 左
髙橋 徹	
玄米、大豆、そば	
今野 今人	,
玄米、大豆、そば	同 左
鈴木 重昭	
玄米、大豆、そば	同 左
大滝 正人	□ <i>+</i>
玄米、大豆、そば	同左
· '	

数田 凌也 玄米、大豆、そば	同	左	
佐藤 務			
玄米、大豆、そば			
伊藤隆玄米、小麦、大麦、大豆、そば	同	左	
佐藤 玄明 玄米、大豆、そば	同	左	
奥山 和樹 玄米、大豆、そば	同	左	
加藤 慧真 玄米、大豆、そば	同	左	
安野 仁 玄米、大豆、そば	同	左	
五十嵐 暢弘 玄米、大豆、そば	同	左	
佐藤 克典 玄米、大豆、そば	同	左	
阿部 秀一 玄米、大豆、そば	同	左	
安野拓	同	左	
高橋歩 玄米、大豆、そば	同	左	
佐藤 文秋 玄米、大豆、そば	同	左	
板垣 綾斗 玄米、大豆、そば	同	左	

2 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 さがえ西村山農業協同組合 代表理事組合長 安孫子 常哉 寒河江市中央工業団地75番地

(2) 届出の内容

農産物検査員の氏名及	変更年月日		
変更前	変更後	備考	及
佐藤 知徳	同 左	国内産農産	令和5年2月28日
玄米、小麦、大豆、そば	n 上	物に限る。	
佐々木 和真	同 左		
玄米、小麦、大豆、そば	<u>р</u>		
土田 裕之	同 左		
玄米、小麦、大豆、そば	问 左		
鈴木 啓司	同 左		
玄米、小麦、大豆、そば	同 左		
宮林 清	同 左		
玄米、小麦、大豆、そば	问 左		
青木 悟	同た		
玄米、小麦、大豆、そば	同左		

山崎浩	同	左
玄米、小麦、大豆、そば		
佐藤 長弥	同	左
玄米、小麦、大豆、そば		
半澤・弘典	同	左
玄米、小麦、大豆、そば		
工藤恭裕	同	左
玄米、小麦、大豆、そば		
大泉・敏志	同	左
玄米、小麦、大豆、そば		
結城 真人	同	左
玄米、小麦、大豆、そば 清野 睦彦		
玄米、小麦、大豆、そば		
結城 勇次郎	同	左
玄米、小麦、大豆、そば		
菊地 俊	同	左
玄米、小麦、大豆、そば		
飯田信之	同	左
玄米、小麦、大豆、そば		
今田 竜乃助	同	左
玄米、小麦、大豆、そば 氏家 俊希		
	同	左
玄米、小麦、大豆、そば 矢作 慎吾		
玄米、小麦、大豆、そば	同	左
玄木、小友、人豆、そは 結城 孝太		
結城 孝太 玄米、小麦、大豆、そば	同	左
丹野 友樹		
玄米、小麦、大豆、そば	同	左
京藤 俊樹		
玄米、小麦、大豆、そば	同	左
玄米、小麦、大豆、そば	同	左
土田 晋也		
玄米、小麦、大豆、そば	同	左
芳賀 剛		
玄米、小麦、大豆、そば	同	左
小野大地		
玄米、小麦、大豆、そば	同	左
一		
玄米、小麦、大豆、そば		
高子 龍也		
玄米、小麦、大豆、そば	同	左
鈴木 雄		
玄米、小麦、大豆、そば	同	左
佐藤 啓太		
玄米、小麦、大豆、そば	同	左

		_
竹屋 寿一	同左	
玄米、小麦、大豆、そば	HJ ZL	
佐藤 侑	同左	
玄米、小麦、大豆、そば	In Æ	
前田 峻		
玄米、大豆、そば	同左	
兼子 浩綺	同左	
玄米、大豆、そば	四 左	
鈴木 翔	同左	
玄米、小麦、大豆、そば	同左	

3 (1) 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地 もがみ中央農業協同組合

代表理事組合長 押切 安雄 新庄市大字福田字福田山711番地73

(2) 届出の内容

農産物検査員の氏名及	及び農産物検査を	行う農産物	の種類	変更年月日
変更前	変	更後	備考	及
菅 徹	同	左	国内産農産	令和5年4月14日
もみ、玄米、小麦、大豆、そば	[F]	<b>左</b>	物に限る。	
五十嵐 佳	i=1			
もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同	<b>左</b>		
二ノ宮 渉	同	左		
もみ、玄米、小麦、大豆、そば	l+1	工.		
阿部 邦博	同	左		
もみ、玄米、小麦、大豆、そば	l+1	工.		
早坂 貴	同	左		
もみ、玄米、小麦、大豆、そば	l+1	<u> </u>		
沼澤 圭治	同	左		
もみ、玄米、小麦、大豆、そば	[FJ	<i>7</i> 1.		
星川健	同	左		
もみ、玄米、小麦、大豆、そば	153	<u> </u>		
二戸 広平	同	左		
もみ、玄米、小麦、大豆、そば	15.3	71.		
井上 政良	同	左		
玄米、大豆、そば	1.4	<u></u>		
小嶋 広弥	同	左		
もみ、玄米、大豆、そば	1.4	<u></u>		
山本 周平	同	左		
もみ、玄米、大豆、そば	1, 4			
柿崎 拓	同	左		
もみ、玄米、大豆、そば	1,4	<u> </u>		
高橋 徳彦	同	左		
もみ、玄米、大豆、そば	1, 4			
門脇透	同	左		
もみ、玄米、大豆、そば	1, 4			
片桐 達也	同	左		
もみ、玄米、大豆、そば	1, 3			

笠原 孝志	同左	
もみ、玄米、大豆、そば	117 /1	
高橋 浩太	同左	
もみ、玄米、大豆、そば	IFI	
沼澤 大典	同 左	
もみ、玄米、大豆、そば	HJ Æ.	
坂井 義宏	□ <i>+</i>	
もみ、玄米、大豆、そば	同 左	
大場 駿平	□ <i>+</i>	
玄米、大豆、そば	同 左	
西嶋 信一		
もみ、玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
石山 賢一		
玄米、大豆、そば	同 左	
五十嵐 孝		
玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
八鍬 広美		
玄米、小麦、大豆、そば	同 左	
後藤陽一		
玄米、大豆、そば	同 左	
荒木 哲男		_
玄米、大豆、そば	同左	
川田昭一		_
	同 左	
玄米、大豆、そば		
八鍬 重孝	同左	
玄米、そば		
矢口 圭介	同 左	
玄米、大豆、そば		
柿崎 義隆	同 左	
玄米、大豆、そば		
黒木 敬	同 左	
玄米、大豆、そば	1.4 77	
早坂 一紀	同左	
玄米、そば	IFI 4	
大友 賢吾	同左	
もみ、玄米、そば	III	
渡部 大祐	— <del>—</del>	
もみ、玄米、そば	同 左	
矢口 誠	□ <i>1</i> -	
もみ、玄米、そば	同 左	
庄司 健二		
玄米、大豆、そば	同 左	
佐藤 祐一郎		_
玄米、大豆、そば	同 左	
堀米 亮		
もみ、玄米、大豆、そば	同 左	
鬼海、康裕		
/DIP //\(\text{II}\)	同 左	

坂井 鉄平	同 左	
もみ、玄米、大豆、そば	[H] <u>/L</u>	
杉原 貴文	同 左	
もみ、玄米、大豆、そば	[H] Æ	
矢口 渡	同 左	
もみ、玄米、大豆、そば	[11] /	
奥山 圭	同 左	
もみ、玄米、大豆、そば	[H] /L.	
	後藤 貴康	
	もみ、玄米、大豆、そば	
	佐藤 洸史	
	もみ、玄米、大豆、そば	
	土田 慎平	
	もみ、玄米、大豆、そば	

#### 山形県告示第351号

土地改良法 (昭和24年法律第195号) 第18条第17項の規定により、泉田川土地改良区の次の役員が退任した旨の 届出があった。

令和5年4月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

理事及び監事の別		氏	名		住	所
理事	小	倉	久	_	新庄市十日町3971番地	
同	Щ	科		健	同 大字萩野字赤坂246番地	
同	齌	藤	直	哉	同 776番地	
同	鶴	巻	浩	美	同 昭和601番地	
同	阿	部	鉄	男	同 萩野字塩野323番地	
同	丹		政	宏	同 泉田字泉田85番地	
同	青	柳	栄	_	最上郡金山町大字下野明677番地	
同	阿	部		清	同 232番地	
同	松	澤	道	明	同 真室川町大字平岡1566番地	
監事	畠	腹	常	勝	新庄市大字萩野29番地	
同	菅	原		猛	同 字塩野304番地	
同	正	野	博	美	最上郡金山町大字上台99番地	
同	Щ	尾	順	紀	新庄市五日町5914番地	

#### 山形県告示第352号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、泉田川土地改良区の役員に次の者が就任した 旨の届出があった。

令和5年4月28日

山形県知事 吉 村 美栄子

理事及び監事の別		氏	名		住	所
理事	今	田	宏	之	新庄市十日町4272番地	
同	鶴	巻	浩	美	同 大字昭和601番地	
司	阳	部	鉄	男	同 萩野字塩野323番地	
同	佐々	木	弘	夫	同 赤坂41番地	
同	奥	Щ	仁	明	同 泉田字泉田356番地	
同	伊	藤	英	悦	同 萩野774番地の1	
同	阿	部		清	最上郡金山町大字下野明232番地	
同	星	JII	賢貝	_	同 361番地	
同	佐	藤	和	彦	同 真室川町大字新町1302番地	
監事	菅	原		猛	新庄市大字萩野字塩野304番地	
同	大	松	和	広	土内3126番地	
同	正	野	敬	_	最上郡金山町大字上台58番地	
司	山	尾	順	紀	新庄市五日町5914番地	

#### 山形県告示第353号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量 を終了した旨の通知があった。

令和5年4月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 基本測量を実施した地域 山形県全域
- 2 基本測量を実施した期間 令和4年4月1日から令和5年3月31日まで
- 3 作業の種類 基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正)

#### 山形県告示第354号

昭和39年8月県告示第707号(山形県財務規則の規定による建設工事請負契約約款、物件売払契約約款及び物件 購入契約約款)の一部を次のように改正し、令和5年5月1日から施行する。

令和5年4月28日

山形県知事 吉 村 美栄子

第1 建設工事請負契約約款の一部を次のように改正する。

第38条ただし書中「令和5年3月31日」を「令和6年3月31日」に改める。

#### 山形県告示第355号

山形県青少年教育施設条例(昭和52年3月県条例第25号)第14条第2項の規定により、山形県飯豊少年自然の家の利用料金を次のとおり承認した。

令和5年4月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 利用料金

(1) 宿泊を伴う利用に係る利用料金

区分	利用料金の額(1人1泊当たり)
学齢に達しない者、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに 準ずる者(以下「小中学生等」という。)、小中学生等を引率し、指 導するため利用する者及び教育委員会が主催して行う団体宿泊訓練等 に参加する者	無料
高等学校の生徒又はこれに準ずる者(以下「高校生等」という。)及 び社会教育関係者	390円
大学の学生又はこれに準ずる者(以下「大学生等」という。)、高校 生等又は大学生等を引率し、指導するため利用する者及び小中学生 等、高校生等又は大学生等に同伴して利用する者	630円
その他の者	1,120円

(2) 宿泊を伴わない利用に係る利用料金

	施設		利用料金の額(1室1日当たり)
研	修	室	200円
食		堂	640円
チ	ャレンジ広	場	640円
ど	ろ ん こ 広	場	1,330円

#### 備考

- 1 宿泊を伴う利用をする者が利用の許可を受けた期間中に施設を利用する場合における当該利用に係る利用料金は、無料とする。
- 2 次に掲げる者が宿泊を伴わない利用をする場合の利用料金は、無料とする。
  - (1) 小中学生等
  - (2) 高校生等
  - (3) 小中学生等又は高校生等を引率し、指導するため利用する者
  - (4) 小中学生等又は高校生等に同伴して利用する者
  - (5) 教育委員会が主催して行う研修等に参加する者

3 宿泊を伴わない利用をする場合において、利用の期間が1日に満たないときは、1日として計算する。 2 適用期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

#### 山形県告示第356号

山形県体育施設条例(昭和39年3月県条例第38号)第11条第2項の規定により、山形県体育館及び山形県武道館 の利用料金を次のとおり承認した。

令和5年4月28日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

#### 1 利用料金

#### (1) 施設

#### イ 山形県体育館

(イ) 主競技場の全部 (ステージを含む。) を単独で使用する場合

			利用料金の額			
	区 分			午前5時から午後6時		午前5時
			まで		まで	
アマチュアス	入場料金を領	児童生徒等のみ	1時間当たり	900円	1時間当たり	1,300円
ポーツに使用	収しない場合	が使用する場合	1 時間目にり	900	1 時間目にり	1, 500
する場合		上記以外の場合	1時間当たり	1,800円	1時間当たり	2,600円
	入場料金を領 収する場合	児童生徒等のみ が使用する場合	1時間当たり	1,800円	1時間当たり	2,600円
		上記以外の場合	1時間当たり	3,600円	1時間当たり	5,200円
アマチュアス ポーツ以外の	入場料金を領収	又しない場合	1時間当たり	9,000円	1時間当たり	13,000円
用途に使用す る場合	入場料金を領収	又する場合	1時間当たり	36,000円	1時間当たり	52,000円

#### (1) 主競技場の北側又は南側の部分を単独で使用する場合

				利用料	金の額		
	区	分		午前9時から午	-後6時	午後6時から	午後9時
				まで		まで	
アマチュアス	入場料金	を領	児童生徒等のみ	1時間当たり	450円	1時間当たり	650円
ポーツに使用	収しない	場合	が使用する場合	1 时間当たり	450 🗂	1 时間ヨたり	0901
する場合			上記以外の場合	1時間当たり	900円	1時間当たり	1,300円

#### (ハ) 小競技場の全部を単独で使用する場合

			利用料金の額				
	区	分		午前5時から午	-後6時	午後6時から	午前5時
				まで		まで	
アマチュアス	入場料金	を領	児童生徒等のみ	1時間当たり	450円	1時間当たり	650円
ポーツに使用	収しない	場合	が使用する場合	1 时間目にり	450 🗂	1 時間当たり	090
する場合			上記以外の場合	1時間当たり	900円	1時間当たり	1,300円

	入場料金を領 収する場合	児童生徒等のみ が使用する場合	1時間当たり	900円	1時間当たり	1,300円
		上記以外の場合	1時間当たり	1,800円	1時間当たり	2,600円
アマチュアス ポーツ以外の	入場料金を領収しない場合		1時間当たり	4,500円	1時間当たり	6,500円
用途に使用す る場合	入場料金を領収する場合		1時間当たり	18,000円	1時間当たり	26,000円

### (二) (イ)、(ロ)及び(ハ)以外の場合

### a 個人使用の場合

区 分	使用の単位	利用料金の額
児童等が使用する場合	午前9時から午後9時までの4 時間当たり	60円
生徒等が使用する場合	時間目だり	110円
上記以外の場合		220円

#### b 回数券で使用する場合

区 分	利用料金の額		
児童等が使用する場合	1人11回当たり 600円		
生徒等が使用する場合	1人11回当たり 1,100円		
上記以外の場合	1人11回当たり 2,200円		

#### 口 山形県武道館

#### (イ) 柔道場又は剣道場の全部を単独で使用する場合

			利用料金の額			
	区 分		午前5時から	午後6時	午後6時から	午前5時
			まで		まで	
アマチュアス	入場料金を領	児童生徒等のみ	1時間当たり	2001	1時間当たり	400⊞
ポーツに使用	収しない場合	が使用する場合	1 時間目だり	300円	1 時間目だり	400円
する場合		上記以外の場合	1時間当たり	600円	1時間当たり	800円
	入場料金を領 収する場合	児童生徒等のみ が使用する場合	1時間当たり	600円	1時間当たり	800円
		上記以外の場合	1時間当たり	1,200円	1時間当たり	1,600円
アマチュアス ポーツ以外の	入場料金を領収	又しない場合	1時間当たり	2,400円	1時間当たり	3, 200円
用途に使用す る場合	入場料金を領収	又する場合	1時間当たり	4,800円	1時間当たり	6,400円

#### (ロ) (イ)以外の場合

#### a 個人使用の場合

区 分	使用の単位	利用料金の額
児童等が使用する場合	午前9時から午後9時までの4	60円
生徒等が使用する場合	時間当たり	110円
上記以外の場合		220円

#### b 回数券で使用する場合

区分	利用料金の額		
児童等が使用する場合	1人11回当たり 600円		
生徒等が使用する場合	1人11回当たり 1,100円		
上記以外の場合	1人11回当たり 2,200円		

#### (2) 設備

			利用料金の額		
区	分	使用の単位	アマチュアスポージ	ツに使用す	アマチュアスポーツ以外の用
			る場合		途に使用する場合
合宿所		1人1泊につき	児童生徒等が使用	350円	
			する場合		
			上記以外の場合	450円	
会議室		1時間につき		250円	500円
ステージ		1時間につき		300円	600円
放送設備		1時間につき		400円	800円
電光表示板		1組1時間につき		700円	1,900円

#### (3) 電気消費及び暖房使用に係る加算額

区 分				使用の単位	加算額
電気	山形県 体育館	主競技場	全灯使用	1時間当たり	2,400円
			4分の1灯を超え2分の1 灯以下使用	1時間当たり	1,200円
			4分の1灯以下使用	1時間当たり	600円

		ステージ	1時間当たり	600円
		小競技場	1時間当たり	150円
	山形県	柔道場	1時間当たり	100円
	武道館	剣道場	1時間当たり	100円
暖房	山形県体育館	自主競技場	1時間当たり	9,500円
	合宿所		1人1泊当たり	200円
	会議室		1時間当たり	400円

#### 備考

- 1 山形県体育館及び山形県武道館の使用時間は、午前9時から午後9時までとする。ただし、指定管理者が必要があると認めたときは、この限りでない。
- 2 この表において「入場料金を領収する場合」とは、使用者がいずれの名義でするかを問わず、入場者からその入場の対価を領収する場合をいう。
- 3 この表において「児童等」とは、幼稚園の幼児、小学校の児童若しくは中学校の生徒又はこれらに準ずる者をいう。
- 4 この表において「生徒等」とは、高等学校の生徒又はこれに準ずる者をいう。
- 5 この表において「児童生徒等」とは、児童等又は生徒等をいう。
- 6 この表により利用料金の額を算定する場合において、使用する時間の単位に満たないときは、その単位まで引き上げるものとする。
- 7 施設等の使用に当たり電気を消費し、又は暖房を使用する場合は、(1)又は(2)の表に掲げる額に(3)の表に掲げる額を加算した額とする。
- 2 適用期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

# 教育委員会関係

告 示

#### 山形県教育委員会告示第9号

山形県青少年教育施設条例(昭和52年3月県条例第25号)第12条第2項の規定により、山形県飯豊少年自然の家の利用時間及び休館日を次のとおり承認した。

令和5年4月28日

山形 県 教 育 委 員 会 教 育 長 髙 橋 広 樹

#### 1 利用時間

宿泊を伴わない利用にあっては午前9時から午後9時まで ただし、午後5時以降の利用者がいないときは午後5時まで

#### 2 休館日

- (1) 国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号) に規定する休日(4月、5月、7月及び10月にあるものを除く。)
- (2) 12月29日から翌年の1月3日までの日
- (3) 毎月の第3日曜日(国民の祝日に関する法律に規定する休日(7月にあるものに限る。)の前日を除く。(4) において同じ。)

- (4) 月曜日(毎月の第3日曜日の翌日、国民の祝日に関する法律に規定する休日(4月、5月、7月及び10月にあるものに限る。)及び4月30日から5月2日までの日を除く。)
- 3 適用期間

令和5年4月1日から令和10年3月31日まで

#### 山形県教育委員会告示第10号

山形県体育施設条例(昭和39年3月県条例第38号)第9条第2項の規定により、山形県体育館及び山形県武道館の休業日を次のとおり承認した。

令和5年4月28日

山形県教育委員会 教育長 髙 橋 広 樹

- 1 休業日
  - (1) 毎月の第3月曜日(その日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。))であるときは、その日後においてもっとも近い休日でない日)
  - (2) 12月29日から翌年1月3日まで
- 2 適用期間

令和5年4月1日から令和8年3月31日まで

## 選挙管理委員会関係

告 示

#### 山形県選挙管理委員会告示第20号

平成7年3月県選挙管理委員会告示第14号(公職選挙法により市町村選挙管理委員会において指定した個人演説会等を開催することのできる施設)の一部を次のように改正する。

令和5年4月28日

山形県選挙管理委員会

委員長 粕 谷 真 生

「 " 小国町立あさひ保育園」を「 " 旧小国町立あさひ保育園」に改める。

公 告

特定調達契約に係る随意契約の相手方を次のとおり決定した。

なお、この随意契約に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年4月28日

山形県知事 吉 村 美栄子

1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量

行財政情報サービス「i J AMP」 一式

- 2 特定調達契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地 山形県みらい企画創造部DX推進課デジタル基盤整備担当 山形市松波二丁目8番1号 電話番号023(630)3394
- 3 随意契約の相手方を決定した日 令和5年3月24日
- 4 随意契約の相手方の名称及び所在地

株式会社時事通信社 東京都中央区銀座五丁目15番8号

- 5 随意契約に係る契約金額 31,152,000円
- 6 特定調達契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 随意契約による理由

地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第11条第1項第1号該当

地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第1項の規定により、電子計算機等の賃貸借及び保守サービスの調達について、一般競争入札を次のとおり行う。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第1条に規定する協定その他の国際約束の適用を受ける。

令和5年4月28日

山形県知事 吉 村 美栄子

- 1 入札の場所及び日時
  - (1) 場所 山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部201会議室(2階)
  - (2) 日時 令和5年6月19日(月)午前10時
- 2 入札に付する事項
  - (1) 調達をする特定役務の名称及び数量 電子計算機等の賃貸借及び保守サービス 一式
  - (2) 調達をする特定役務の仕様等 仕様書による。
  - (3) 契約期間 令和5年10月1日から令和10年9月30日までとする。ただし、契約締結の日から令和5年9月30日までは、賃貸借の準備期間とするもので、賃貸借期間は、令和5年10月1日から令和10年9月30日までとする。
  - (4) 納入期限及び納入場所 仕様書による。
  - (5) 入札方法 (3)の契約期間に掲げる期間に相当する料金の総価のうち令和5年10月分から令和6年3月分までの6箇月分に相当する金額により行う。落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約期間に相当する料金の総額のうち令和5年10月分から令和6年3月分までの6箇月分に相当する金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- 3 入札参加者の資格

次に掲げる要件を全て満たす者であること。

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項各号に規定する者に該当しないこと。
- (2) 令和5年度山形県物品等及び特定役務の調達に係る競争入札の参加者の資格等に関する公告(令和5年1月 27日付け県公報第374号)により公示された資格を有すること。
- (3) 山形県競争入札参加資格者指名停止要綱に基づく指名停止措置を受けていないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと(地方自治法施行令第167条の4第1項第3号に規定する者に該当する者を除く。)。
  - イ 役員等(入札参加者が個人である場合にはその者を、入札参加者が法人である場合にはその役員又はその 支店若しくは契約を締結する事務所の代表者をいう。以下同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に 関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者(以下「暴力団員等」という。)であること。
  - ロ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同 じ。)又は暴力団員等が経営に実質的に関与していること。
  - ハ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用する等していること。
  - 二 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的あるいは積極的 に暴力団の維持及び運営に協力し、又は関与していること。
  - ホ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していること。
- (5) 当該特定役務に関し、迅速なアフターサービス及びメンテナンスを行う体制が整備できること。
- 4 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所等並びに契約に関する事務を担当する部局等
  - (1) 契約条項を示す場所及び契約に関する事務を担当する部局等

山形市松波二丁目8番1号 山形県警察本部警務部情報管理課開発運用係電話番号023(626)0110

- (2) 入札説明書及び仕様書の交付場所等 山形県警察本部警務部情報管理課開発運用係で交付するほか、山形県のホームページ(https://www.pref.yamagata.jp/)からもダウンロードできる。
- 5 入札保証金及び契約保証金

- (1) 入札保証金 免除する。
- (2) 契約保証金 契約金額(契約期間における総額)の100分の10に相当する金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り上げた金額)以上の額。ただし、山形県財務規則(昭和39年3月県規則第9号。以下「規則」という。)第135条各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。
- 6 入札の無効

入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した入札その他規則第122条の2の規定に該当する入札は、無効とする。

7 落札者の決定の方法

 $2 \, \sigma(5)$ による入札価格が規則第120条第  $1 \, \bar{q}$ の規定により作成された予定価格の範囲内で最低の価格をもって入札(有効な入札に限る。)をした者を落札者とする。

- 8 契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨
- 9 その他
  - (1) この公告による入札に参加を希望する者は、規則第125条第5項の競争入札参加資格者名簿(以下「競争入札参加資格者名簿」という。)に登載されている者にあっては一般競争入札参加資格確認申請書を令和5年5月26日(金)午後4時までに、競争入札参加資格者名簿に登載されていない者にあっては競争入札参加資格審査申請書提出書及び競争入札参加資格審査申請書を同月18日(木)午後4時までに山形県警察本部警務部情報管理課開発運用係に提出するとともに、併せて2の(1)の特定役務の仕様に適合するものとして作成した応札に係る特定役務の仕様書(以下「応札物品仕様書」という。)、3の(5)に係る事項を証明する書類(以下「証明書」という。)及び競争入札に係る応札物品仕様書等審査申請書を提出すること。
  - (2) 応札物品仕様書及び証明書を提出した者は、入札日の前日までに当該応札物品仕様書及び証明書に関し説明 又は協議を求められた場合は、それに応じるものとする。
  - (3) (1)により提出された応札物品仕様書及び証明書については、2の(1)の特定役務の仕様に適合しているかどうかを審査し、審査の結果適合しないと認められた場合は、当該応札物品仕様書及び証明書を提出した者は、この入札に参加することができない。
  - (4) この契約においては、契約書の作成を必要とする。この場合において、当該契約書には、談合等に係る契約 解除及び賠償に関する定め、再委託の禁止に関する定め、個人情報の保護に関する定め、及びこの契約に係る 次年度以降の歳入歳出予算が成立しない場合の契約解除に関する定めを設けるものとする。
  - (5) この入札及び契約は、県の都合により調達手続の停止等があり得る。
  - (6) 詳細については入札説明書による。
- 10 Summary
  - (1) Nature and quantity of the products to be procured: Lease and maintenance service of the computers:
  - (2) Time-limit for tender: 10:00 A.M. June 19, 2023
  - (3) Contact point for the notice: Information Management Section, Police Administration Division, Yamagata Prefectural Police Headquarters, 8-1 Matsunami 2-chome, Yamagata-shi, Yamagata-ken 990-8577 Japan TEL023 (626) 0110

その他

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項及び第47条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の一般公募を次のとおり行う。

令和5年4月28日

山形県住宅供給公社 理事長 平 山 雅 之

 $\vdash$ 

翢 巨 重 ĮΠ 1= 10 10 <u>[</u>[ ĪĒ <u>1</u>=' 10 10 1=" 10 漸 শ 金 尔 賃 川 額 の※1 に相当 42  $\stackrel{\sim}{\boxplus}$ 敷 3 収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者 H 300 37,000 400 27,700 100 100 900 300 500 300 200 000 44, 44, 26, 26, 25, 33, 36, 37, 38, 日000,000円 009 000 400 900 200 200 300 000 100 200 500 000 |収入が158,0 |を超え186,0 |以下の者 31, 24, 38, 38, 23, 22, 29, 32, 32, 32, 38, 24, 賃 出000 500 500 000 100 500 700 400 400 200 400 200 800 収入が139, ( を超え158, ( 以下の者 21, 21, 33, 19, 28, 33, 33, 20, 25, 27, 28, 28, 出000 000 500900 500 009 700 400 000 900 009 100 000 収入が123,0 を超え139,0 以下の者 17, 24, 24, 18, 19, 29, 29, 18, 25, 22, 25, 29, 収入が104,000円 | を超え123,000円 | 以下の者 ₩ 300 21,700 21,300 900 700 900 900 800 900 700 100 300 16, 14, 21, 25, 25, 15, 19, 26, 16, 22, 収入が 104,000円 以下の者 400 400 500700 900 100 800 500 900 300 009 100 14, 14, 17, 12, 8, 22, 22, 13, 8, 8, 19, 22, 特定目的用 (身障者用) 般用 尔  $\blacksquare$ 般 <u>[</u>[[] <u>1</u>= ĪĒ 10 <u>[</u>[[ 10 111 <u>1</u> 10  $\times$ 1 鬃 数 4  $_{\rm Cl}$  $_{\text{CJ}}$  $_{\mathcal{O}}$  $\vdash$ 公正 1戸当たり 住戸専用 面 積  $^{\circ}$ D 9 9  $\sim$  $\infty$  $^{\circ}$ 9  $^{\circ}$ 平方メー 51.2 容 61. 63. 54. 64. 55. 64. 69. 59. 62. 62. 64. 名形式  $\times$  $\times$  $\times$  $\times$ 期  $\Box$  $\Box$  $\Box$ <u>1</u>п′ ĪĒ 10 ĺΠ 10 111 10 10  $\mathfrak{C}$  $^{\circ}$ 끮 東村山郡山辺町 近江1-16市交り江五 |10-1 中山町 崎881- $\boxplus \blacksquare$ 大字十文 11 同 大字長橋881-2 2 北村山郡大石田町大子田町 11 型 Ш 闽 冠器 山形市大野目 丁目2-46 上山市旭町 目7-2 ·播岡6 6-2 駅西 27 図は 極「 在 10 10 同 字6106 村山市村四丁目( 6 潼目 上 Ш  $^{\circ}$  $\mathbb{K} \vdash$  $\underline{\mathbb{L}} \ \square\!\!\square$ 営住宅の名称 % % % ~~ 原アパー 楯岡アパー ·五十鈴ア/ 3号 南山形*7、* 、1号 交り江ア/ 13号 颗西, 絵ア 称 東山住宅 大石田ア 近江ア、号 不导 圖一 10 1年月  $\mathbb{K}$   $\leftarrow$ 鷲 2 旦 正 % 河一 \_\_ \_\_ \_\_ 敋 n 业 <u>i</u> <u>i</u> 业 ] 10 <u>II</u> \_\_ 1=

- (注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。
- (1) 入居者又は同居親族に給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者がある場合には、その給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者 1 人につき 100,000円 (その者の所得金額が100,000円未満である場合には、当該所得金額)
- (2) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者 1 人につき 270,000円 (その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (6) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦1人につき 270,000円 (その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)
- (7) 入居者又は同居親族にひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円 (その者の所得金額 が350,000円未満である場合には、当該所得金額)
- 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める金額を超えないこと。
  - イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円
    - (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
      - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
      - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第 155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
      - c 知的障害 b に規定する精神障害の程度に相当する程度
    - (ロ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
      - a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
      - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生 労働大臣の認定を受けている者
      - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた目から起算して5年を経過していないもの
      - d ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規 定するハンセン病療養所入所者等
    - (ハ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合
    - (二) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合
  - ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。
- 3 選考方法
  - (1) 1の表の区分の欄に「一般用」と記載のある県営住宅については、世帯の区分にかかわらず、申込順に選考する。
  - (2) 1の表の区分の欄に「特定目的用(身障者用)」と記載のある県営住宅については、身体障がい者世帯から

申込順に選考する。

- 4 申込期間及び方法
  - (1) 申込期間 令和5年5月1日(月)から令和6年1月31日(水)まで(山形県の休日を定める条例(平成 元年3月県条例第10号)に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後4時30分まで(ただし、郵送の場 合は、令和6年1月31日(水)の午後4時30分までに(2)の提出先に到着したものに限り有効とする。)
  - (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 山形市城南町一丁目1番1号 霞城セントラル22階 山形県住宅供給公社村山地域管理事務所
- 5 入居の時期 入居申込からおおむね2箇月後

公営住宅法(昭和26年法律第193号)第22条第1項及び第47条第1項の規定により、山形県県営住宅の入居者の 一般公募を次のとおり行う。

令和5年4月28日

山形県住宅供給公社 理事長 平 山 雅 之

翢 宣 ||有| <u>[</u>[ 10 10 <u>[</u>[ 10 ĪΠ̈́ ĪĒ 10 <u>1</u>= 1= <u>1</u>= 10 1= 擂 に相当 金 尔 飦貝 の終  $\stackrel{\sim}{\boxplus}$ 10 ಣ 敷 収入が186,000円 を超え214,000円 以下の者 400 000 400 000 009 009 900 100 000 900 100 500 009 100 44, 46, 38, 46, 38, 48, 49, 49, 27, 43, 46, 46, 42, 45, 日000, 田 200 900 400 800 800 400 400 200 200 900 200 000 009 009 収入が158,0 を超え186,0 以下の者 40, 40, 32, 40, 32, 40, 37, 38, 39, 42, 42, 42, 23, 37, 篖 EE 000 200 400 100 300 300 800 100 200 800 800 500 400 400 100 収入が139, ( を超え158, ( 以下の者 37, 33, 35, 35, 28, 33, 34, 37, 37, 20, 35, 28, 35, 32, 出000 500300 200 200 500 300 800 900 300 400 009 200 000 000 収入が123,0 を超え139,0 以下の者 31, 31, 31, 31, 25, 25, 33, 18, 28, 29, 30, 32, 33, 29, 日000 田 ₩ 009 400 300 400 900 300 300 300 200 400 800 900 900 100 収入が104,0 を超え123,0 以下の者 27, 27, 27, 25, 25, 26, 28, 16, 27, 22, 22, 28, 28, 25, 収入が 104,000円 以下の者 009 900 24,900 000 000 14,000 200 009 300 700 300 700 400 800 19, 19, 25, 23, 23, 23, 23, 22, 22, 25, 22, 尔  $\blacksquare$ 般 <u>[III]</u> ĪĒ ĪĒ 10 <u>[</u>[[ <u>[</u>[[ <u>[</u>[ <u>1</u>п′ 10 <u>[</u>[[ <u>[</u>[[ 10 10  $\times$ 募 数 Ŋ  $^{\circ}$  $_{\odot}$  $\mathfrak{S}$ 4  $\mathfrak{S}$ 4  $^{\circ}$  $^{\circ}$ 公戸 ョ当たり 戸専用 %−*\*/√− 4.0 <u>~</u> 0 6 \_  $^{\circ}$  $^{\circ}$ 0  $^{\circ}$  $\infty$ 平方メ 74. U 容 74. 74. 60. 75. 75. 60. 68. 68. 69. 75. 55. 68. 厅街面 住宅形式  $\times$  $\times$  $\times$  $\times$  $\times$ 型  $\Box$ ĪĒ  $\Box$  $\Box$  $\Box$  $\Box$ 10 10 <u>1</u>п′ 10 <u>[</u>[[ 10 10 通町八丁 --95 4 Ħ 量 :沢市太田町3 7目1-10 型  $\mathbb{H}$ 中央1--在 <u>[</u>[[] <u>[III]</u> 10 10 <u>1</u>п 10 <u>1</u>= 10 ĺΠ <u>[</u>  $\Im$ 币  $_{\odot}$ Ŋ 司 658 \* 匝皿 住宅の名称等 米沢中央ア -ト2号 % K 田町ア、号 袮 玉の木ア 無中 中 d D 中 亭 ΠÞ 中 中 10 中 <u>[</u>[[  $\blacksquare$   $\vdash$  $^{\circ}$  $\mathbb{C}$ Ŋ 9  $\forall$ 3 4 ⊕ ~ 河 正 % 漸一 柘 业 些 ] 10 匠《 回」 111 10 111 111 1= <u>1</u>п′ 10

匝	巨	匝	匝	匝	恒			
46, 800	47, 400	27,800	26,800	24,800	29, 300			
40, 500	41,000	24, 100	23, 200	21, 500	25, 300			
35, 500	35, 900	21, 100	20,300	18,800	22, 200			
31, 400	31,800	18, 700	18,000	16, 700	19, 700			
27, 500	27, 800	16, 400	15, 700	14, 600	17, 200			
23,800	24, 100	14, 200	13,600	12,600	14,900			
匝	冝	1111	10	冝	匝			
1	IJ	1	2	П	1			
72.9	72.9	58.0	58.0	55.7	59.4			
匝	冝	匣	匣	匝	巨			
同 相生町7 65	<u>=</u>	長井市台町3- 2	東置賜郡高畠町 大字高畠695- 12	西置賜郡白鷹町 大字荒砥乙1482 - 1	同 飯豊町 大字萩生3893- 3			
同 相生アパー ト2号	同 3号	同 小出アパー ト2号	同 大町アパート	同り無アパート	同 <u>飯豊アパー</u> ト			

- (注)「収入」とは、入居者(申込者)及び同居親族の過去1年間における所得税法(昭和40年法律第33号)の例により算出した所得金額の合計から次に掲げる額を控除した額を12で除した額をいう。
- (1) 入居者又は同居親族に給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者がある場合には、その給与所得又は公的年金に係る雑所得を有する者 1 人につき 100,000円 (その者の所得金額が100,000円未満である場合には、当該所得金額)
- (2) 同居親族又は同一生計配偶者若しくは扶養親族で入居者及び同居親族以外のもの1人につき 380,000円
- (3) 同一生計配偶者が70歳以上の者である場合又は扶養親族が老人扶養親族である場合には、その同一生計配偶者又は老人扶養親族1人につき 100,000円
- (4) 扶養親族が16歳以上23歳未満の者である場合には、その扶養親族1人につき 250,000円
- (5) 入居者又は(2)に規定する者に障害者がある場合には、その障害者 1 人につき 270,000円 (その者が特別障害者である場合には、400,000円)
- (6) 入居者又は同居親族に所得税法第2条第1項第30号に規定する寡婦がある場合には、その寡婦1人につき 270,000円 (その者の所得金額が270,000円未満である場合には、当該所得金額)
- (7) 入居者又は同居親族にひとり親がある場合には、そのひとり親1人につき 350,000円 (その者の所得金額 が350,000円未満である場合には、当該所得金額)
- 2 入居者の資格

県営住宅に入居することができる者は、次の(1)から(4)に掲げる条件を具備する者でなければならない。ただし、身体上又は精神上著しい障がいがあるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者以外の者は、(1)を除く。

- (1) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。)があること。
- (2) その者の収入が、次のイ又は口に掲げる場合の区分に応じ、それぞれイ又は口に定める金額を超えないこと。
  - イ 次のいずれかに該当する場合 214,000円
    - (イ) 入居者又は同居親族に障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条第1号に規定する障害者でその障がいの程度が、次のa、b又はcに掲げる障がいの種類に応じ、それぞれa、b又はcに定める程度のものがある場合
      - a 身体障害 身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級まで
      - b 精神障害(知的障害を除く。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第 155号)第6条第3項に規定する1級又は2級
      - c 知的障害 b に規定する精神障害の程度に相当する程度
    - (ロ) 入居者又は同居親族に、次のいずれかに該当する者がある場合
      - a 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障がいの程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に該当する程度であるもの
      - b 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生 労働大臣の認定を受けている者
      - c 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた目から起算して5年を経過していないもの
      - d ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規 定するハンセン病療養所入所者等
    - (ハ) 入居者が60歳以上の者であり、かつ、同居親族のいずれもが60歳以上の者又は18歳未満の者である場合
    - (二) 同居者に18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者がある場合
  - ロ イに掲げる場合以外の場合 158,000円
- (3) 現に住宅に困窮していることが明らかな者であること。
- (4) その者及び同居親族が暴力団員(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号) 第2条第6号に規定する暴力団員をいう。)でないこと。
- 3 選考方法

申込順に選考する。

- 4 申込期間及び方法
  - (1) 申込期間 令和5年5月1日(月)から令和6年1月31日(水)まで(山形県の休日を定める条例(平成

元年3月県条例第10号)に規定する県の休日を除く。)の午前9時から午後4時30分まで(ただし、郵送の場 合は、令和6年1月31日(水)の午後4時30分までに(2)の提出先に到着したものに限り有効とする。) (2) 申込用紙の請求先及び申込書の提出先 米沢市金池七丁目1番50号 山形県住宅供給公社置賜地域管理事務所 5 入居の時期 入居申込からおおむね2箇月後

 令和 5 年 4 月 28 日 印刷
 発行所
 山
 形
 県
 庁

 令和 5 年 4 月 28 日 発行
 発行人
 山
 形
 県

